

経営状況分析センター西日本(株)は、皆様のお役に立てますよう「信頼・スピード・誠実」をモットーに迅速かつ正確な分析業務を心がけております。今後共、当分析センターをご利用の程お願い申し上げます。

労働時間の上限規制で建設業が対応すべきことは？

働き方改革の一環として、時間外労働の上限規制適用が建設業界においても開始されました。建設業界特有の諸問題がまだあるものの、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則通りに適用されることは、「慢性的な人材不足」「労働人口の高齢化」「常態化している長時間労働」にあえぐ建設業界にさらなる課題をもたらすこととなります。

今回は、労働時間の上限規制について正しく理解し、建設業界の諸問題にどのように対応していくべきか見ていきましょう。

時間外労働の上限規制の内容とは

時間外労働の上限規制は、働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、法律で定められたものです。一定期間の猶予が与えられていた建設業においても2024年4月1日から、この上限規制が適用されました。

改正前は法律上で残業時間の上限がなかったため、行政指導のみでしたが、改正後は月45時間・年360時間が原則となり、臨時的な特別の事情がない限りこれを超えることはできません。

上記の規定に違反した場合、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科される可能性があります。罰則を受けると、労働基準法を違反した企業として以後の公共工事の受注などにも影響するため、上限を上回らないよう労働時間を正確に管理することが求められます。

時間外労働の上限規制

- ✓ 時間外労働(休日労働は含まず)の上限
原則として、月45時間・年360時間
- ✓ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合
・時間外労働 ……年720時間以内
・時間外労働+休日労働 ……月100時間未満、2~6か月平均80時間以内
- ✓ 原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月まで
- ✓ 災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しない

36協定の
締結・届出
が必要

労働時間の上限規制で建設業が対応すべきこと

労働時間の上限規制に対応していくため、以下のことに留意して労働環境の整備をおこなっていきましょう。

適切な労働時間と管理体制を維持すること

- ・人材の確保と定着
- ・休日・休暇の確保 ※1
- ・適切な給与体系の構築 ※2
- ・生産性の向上



※1 年次有給休暇の確実な取得

年10日以上年次有給休暇を付与する労働者に対して、年5日について使用者が時季を指定※して取得させなければなりません。

※時季指定(じきしてい)……労働者が年休をとりたい季節と具体的な時期を指定すること。労働基準法により、労働者の権利として認められている。使用者は、原則として労働者の指定に従って年休を与えなければならないが、例外的に時季変更権を行使して別の時季に年休を与えることもできる。

「週休二日」の更なる定着を図ること

働き方改革によって、建設業でも週休2日制が強く推進されていますが、現段階では法制化には至っていないため、当然罰則も存在しません。しかし、少子高齢化によって今後ますます減っていく労働力を補うためには、建設業界でも働きやすい環境を整備し、魅力的な職場にすることが求められています。

※2 月60時間超の時間外労働の割増率の引き上げ

2023年4月より、中小企業においても、60時間を超える法定時間外労働に対しては、50%の割増賃金を支払う必要があります。法定休日労働は時間外労働時間の算定には含まれず、休日労働の割増賃金率35%が適用されます。

同一労働同一賃金

「雇用形態にかかわらず、同じ仕事をする労働者は同じ賃金を得る」という意味ですが、実際に同一労働であるかどうかの判定は、慎重に検討されるべきものです。「同一労働」かどうかは、業務の内容や責任の程度、職種変更や転勤の有無・範囲等を検証して判断します。違いがある場合は、待遇に不合理な差が生じていないか確認しましょう。説明がつかないような違いがあるなら、是正が必要です。

チェックしてみよう！！これは「労働時間」にあたるかな？？

いわゆる
「手待時間」

あたるよ



指示があった場合には即時に業務に従事しなければならぬ場合は労働時間にあたる

移動時間

あたらないよ



業務等の指示を受けず、業務に従事することもなく、自由な時間利用が保障されているような場合は労働時間にあたらない

着替え、作業
準備等の時間

あたるよ



使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為は労働時間にあたる

安全教育
などの時間

あたるよ



参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間にあたる

経営状況分析センター西日本株式会社 kjbc.co.jp

Facebookもチェック <https://www.facebook.com/kjbc.co.jp/>